

移行時運営安定化事業（案）

1 事業の目的

特定旧法指定施設等が新体系サービスへ移行した場合に、従前（新体系移行前）の報酬（基本報酬額に各種加算額を含んだ額）を保障することにより、新体系サービスへの移行を促進するとともに事業運営の安定化を図ることを目的とする。

2 事業の内容

（1）実施主体 市町村

（2）事業の内容

事業運営安定化事業（いわゆる「9割保障」）の適用を要さない特定旧法指定施設等（下記（ア）に掲げる施設等）が新体系サービス（下記（イ）に掲げる事業所等）へ移行した場合（特定旧法指定施設等から既に新体系サービスに移行したものについても対象とする。）であって、移行後の報酬が特定旧法指定施設等における基準月の報酬を下回る場合に、その差額について助成する。

（ア）旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、身体障害者福祉ホーム、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、知的障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型

（イ）療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、共同生活援助事業所、共同生活介護事業所、障害者支援施設

(3) 助成額

以下の算定式により各月ごとに算出することとする。

(特定旧法指定施設等における基準月の報酬) — (当該月の報酬)

なお、ここである『特定旧法指定施設等における基準月の報酬』は次のとおりとする。

ア 特定旧法指定施設(注1)が新体系サービスへ移行した場合

① 平成21年5月以降に移行した事業所：新体系移行前月の特定旧法指定施設における報酬

② 平成21年4月以前に移行した事業所：新体系移行前月の実利用者で平成21年4月以降の特定旧法指定施設に係る報酬を算出した額

イ 精神障害者社会復帰施設等(注2)が新体系サービスへ移行した場合

新体系移行年度の前年度の国庫補助基準額(月額)

注1：特定旧法指定施設とは、旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設のことをいう。

注2：精神障害者社会復帰施設等とは、身体障害者小規模通所授産施設、身体障害者福祉工場、身体障害者福祉ホーム、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、知的障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者福祉ホーム精神障害者福祉ホームB型のことをいう。

※：詳細は事務処理要領にてお示しする予定。

3 補助割合 国10/10

4 実施年度 平成21年度～23年度(平成21年度は10月から実施予定)

5 その他

- ・本事業の実施に当たっては、利用者からの負担を求めてはならない。
- ・事業者は介護給付費又は訓練等給付費の請求と併せて、国保連に対し本助成金を請求することとする。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係

移行時運営安定化事業事務処理要領（案）

1 目的

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）附則の規定により、なお従前の例により平成 24 年 3 月末まで運営をすることができることとされた特定旧法指定施設及び精神障害者社会復帰施設等（以下「旧体系施設」という。）が障害福祉サービス事業（以下「新体系サービス」という。）へ移行した場合に、新体系サービス移行前の報酬（基本報酬に各種加算を加えた額。）を保障し、新体系サービスへの移行を促進するとともに事業運営の安定化を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は市町村とする。

3 事業の内容

新体系サービス移行前月において事業運営安定化事業（いわゆる「9割保障」）の適用を要さない特定旧法指定施設が平成 21 年 5 月以降に新体系サービスへ移行した場合については、新体系サービス移行前月の特定旧法指定施設における報酬を保障することとし、平成 21 年 4 月以前に 9 割保障の適用を要さない特定旧法指定施設から新体系サービスへ移行した場合については、新体系サービス移行前月の実利用者で平成 21 年 4 月以降の特定旧法指定施設に係る報酬を算出した額を保障することとする。

また、新体系サービス移行後において 9 割保障の適用を要さない精神障害者社会復帰施設等については、新体系サービス移行前年度の国庫補助基準額（月額）を保障することとする。

具体的には、次のアに掲げる旧体系施設がイに掲げる新体系サービスに移行した場合であって、新体系サービス移行後の報酬が新体系サービス移行前月の報酬を下回る場合に、その差額について助成する。なお、平成 21 年 4 月以前に新体系サービスへ移行した特定旧法指定施設については、新体系サービス移行後の報酬が新体系サービス移行前月の実利用者で平成 21 年 4 月以降の特定旧法指定施設に係る報酬を算出した額を下回る場合に、その差額について助成する。

ア 特定旧法指定施設（旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通所寮、旧知的障害者通所更生施設又は旧知的障害者通所授産施設のことをいう。以下同じ。）又は精神障害者社会復帰施設等（身体障害者小規模通所授産

施設、身体障害者福祉工場、身体障害者福祉ホーム、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者福祉工場、知的障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者福祉工場、精神障害者福祉ホーム又は精神障害者福祉ホームB型のことをいう。以下同じ。）

イ 療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、共同生活援助事業所、共同生活介護事業所又は障害者支援施設

注1 特定旧法指定施設の通所部及び分場を含むものとする。

注2 基準該当事業所は含まないものとする。

注3 地方公共団体が設置した施設（地方自治法による指定管理者制度等により、社会福祉法人等へ運営委託をする場合を除く。）は含まないものとする。

注4 国立施設及びのぞみの園は含まないものとする。

注5 多機能型事業所又は複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設については、一の事業所又は施設として取り扱うものとする。

注6 共同生活介護及び共同生活援助については、個々の共同生活住居単位で比較するのではなく、事業所単位で比較することとし、共同生活介護及び共同生活援助を一体的に行う事業所については、これらを一の事業所として取り扱うものとする。

4 助成額（利用者1人1日当たり）

次の算定式により各月ごとに算出することとする。

(1) 特定旧法指定施設が新体系サービスへ移行した場合（詳細は別添1を参照）

① 新体系サービス移行後において9割保障の適用がない場合

ア 平成21年4月以前に新体系サービスへ移行した場合

（新体系サービス移行前月の実利用者で平成21年4月以降の特定旧法指定施設に係る報酬を算出した額－新体系移行後の各月の給付単位数）÷新体系実利用延べ日数×1単位の単価

イ 平成21年5月以降に新体系サービスへ移行した場合

（新体系移行前月の給付単位数－新体系移行後の各月の給付単位数）÷新体系実利用延べ日数×1単位の単価

② 新体系サービス移行後において9割保障の適用がある場合（詳細は別添2を参照）

ア 平成21年4月以前に新体系サービスへ移行した場合

（新体系サービス移行前月の実利用者で平成21年4月以降の特定旧法指定施設に係る報酬を算出した額－9割保障を算定する際の保障単位数）÷新体系実利用延べ日数×1単位の単価

イ 平成21年5月以降に新体系サービスへ移行した場合

$$(\text{新体系移行前月の給付単位数} - 9\text{割保障を算定する際の保障単位数}) \div \text{新体系実利用延べ日数} \times 1\text{単位の単価}$$

注 障害者支援施設の場合にあつては、上記の算式に基づき、算出した1人1日当たりの助成額について、施設入所支援の助成額とする（施設入所支援の利用者1人1日につき加算する）こと。

(2) 精神障害者社会復帰施設等が新体系サービスへ移行した場合（詳細は別添3を参照）

① 新体系移行後において9割保障の適用がない場合

$$(\text{新体系移行前年度の国庫補助基準額（月額）} - \text{新体系移行後の各月の給付単位数}) \div \text{新体系実利用延べ日数} \times 1\text{単位の単価}$$

② 新体系移行後において9割保障の適用がある場合

$$(\text{新体系移行前年度の国庫補助基準額（月額）} - 9\text{割保障を算定する際の保障単位数}) \div \text{新体系実利用延べ日数} \times 1\text{単位の単価}$$

注 国庫補助基準額には、本体基準単価に加え、各種加算を含む。

5 補助割合

国：10／10

6 実施期間

平成21年10月1日から平成24年3月31日までとする。（平成21年10月実績分の請求から平成24年3月実績分の請求までを対象とする。）

7 運用上の留意事項について

- ① 各種減算（定員超過利用減算等を含み公立減算を除く。）を受けている新体系事業所については、減算を行う前の単位数を「新体系移行後の各月の給付単位数」として、助成額の算定を行うこと。
- ② 事業運営安定化事業の事務処理要領に記載している運営上の留意事項に準じた取扱いをすること。
- ③ 移行状況により助成額が徒に過大になる場合などは、都道府県と事業所とで協議することとし事業所の理解を得た上で適切な助成額となるように調整すること。なお、判断がつかない場合は、

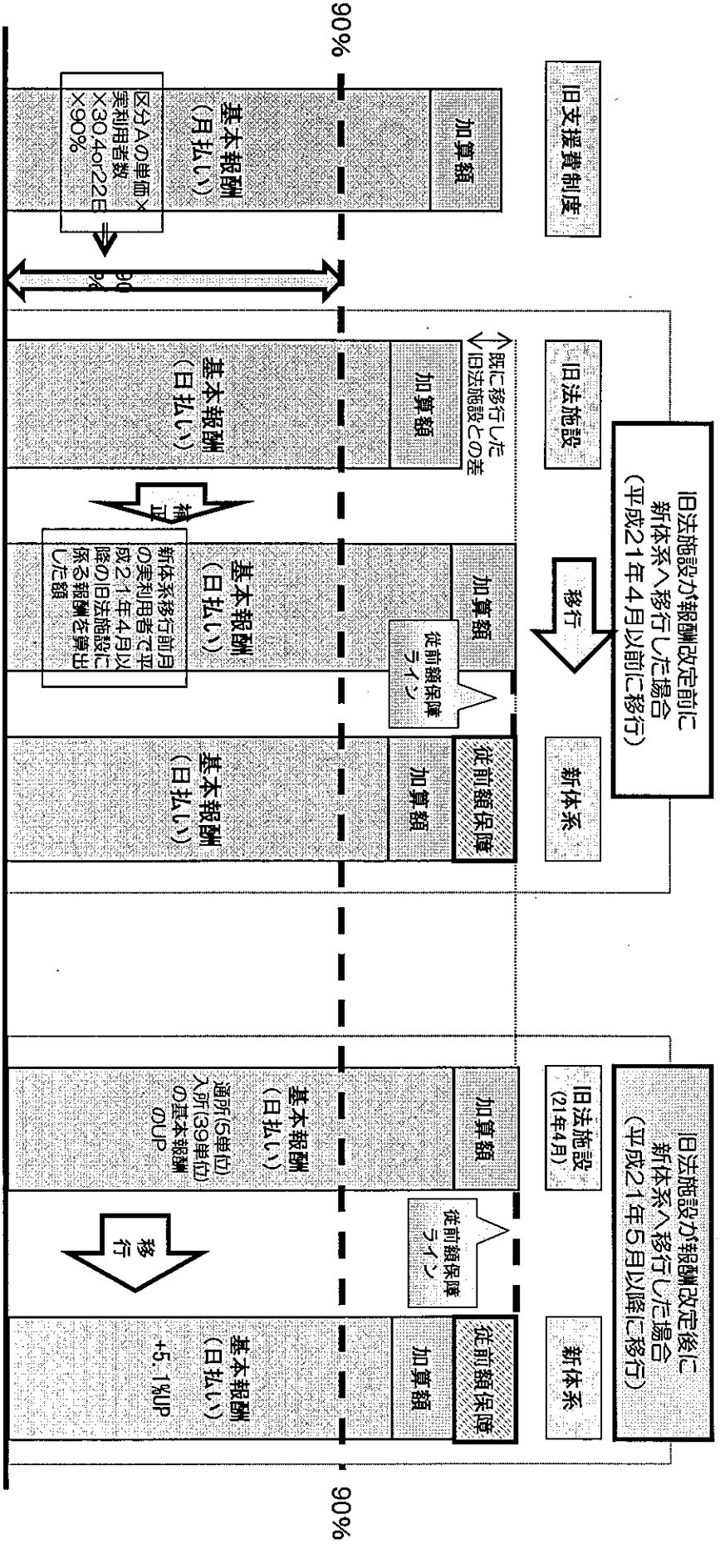
かない場合には厚生労働省福祉サービス係に個別に協議すること。

8 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、利用者からの負担を求めてはならない。
- (2) 事業者は介護給付費又は訓練等給付費の請求と併せて、国保連に対し、本助成金を請求することとする。なお、国保連に審査支払事務を委託していない場合については、審査支払事務を市町村が行うこととなる。

移行時運営安定化事業について

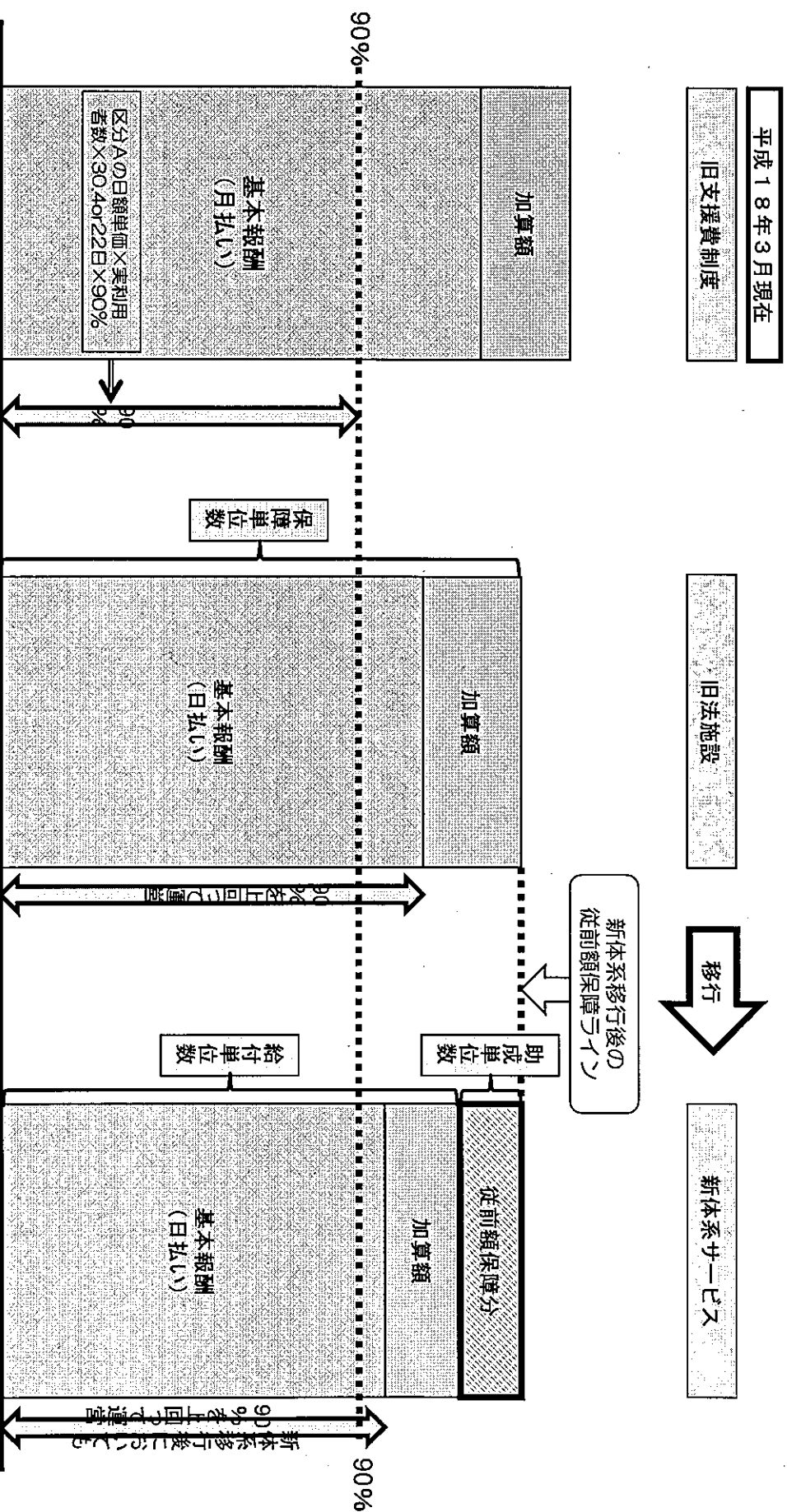
事業運営安定化事業（いわゆる「9割保障」）の適用を要さない特定旧法指定施設（以下「旧法施設」という。）等が新体系サービス（以下「新体系」という。）へ移行した場合（旧法施設等から既に新体系へ移行したものに対しても対象とする。）であって、移行後の報酬が旧法施設等における基準月の報酬を下回る場合に、その差額について助成することにより、新体系への移行を促進するとともに事業運営の安定化を図る。
 （9割保障の適用を受けていた旧法施設等については、新体系移行時に当該9割水準を保障する措置を既に講じているところ。）



旧法施設が平成21年5月以降に新体系へ移行した場合は、新体系移行前月の報酬を保障する。なお、平成21年4月以前に新体系へ移行した場合は、「新体系移行前月の実利用者で平成21年4月以降の旧法施設に係る報酬を算出した額」を保障する。

新体系サービスへの移行パターン①

(9割保障の適用を要さない旧法指定施設が新体系サービスへ移行する場合であって、移行後にも9割保障の適用を要さない場合)



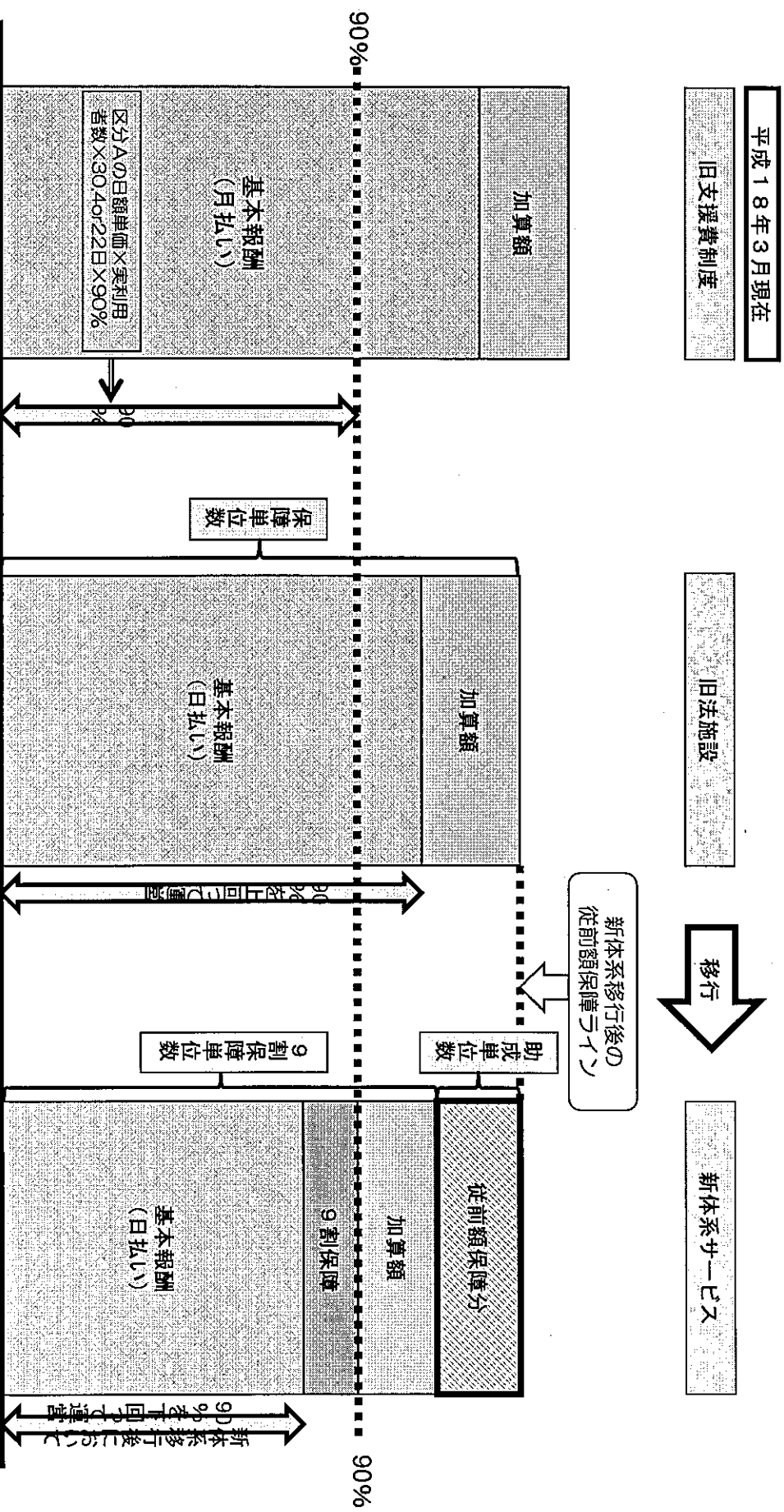
- 助成単位数＝保障単位数－給付単位数
- 保障単位数については、

a 平成21年4月以前に新体系サービスに移行した事業所については、新体系移行前月の実利用者で平成21年4月以降の旧法施設に係る報酬を算出した額（仮に平成21年4月の報酬改定前に移行しない旧法施設であった場合の報酬を算出）

b 平成21年5月以降に新体系サービスに移行した事業所については、新体系移行前月の報酬

新体系サービスへの移行パターン②

(9割保障の適用を要さない旧法指定施設が新体系サービスへ移行する場合であって、移行後に9割保障の適用を要する場合)



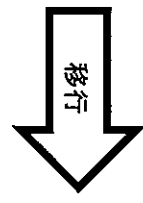
- 助成単位数＝保障単位数－9割保障を算定する際に届け出る保障単位数
- 保障単位数については、

- a 平成21年4月以前に新体系サービスに移行した事業所については、新体系移行前月の実利用者で平成21年4月以降の旧法施設に係る報酬を算出した額（仮に平成21年4月の報酬改定前に移行しない旧法施設であった場合の報酬を算出）
- b 平成21年5月以降に新体系サービスに移行した事業所については、新体系移行前月の報酬

(精神障害者社会復帰施設等が新体系サービスへ移行する場合であって、移行後に9割保障の適用を要さない場合)

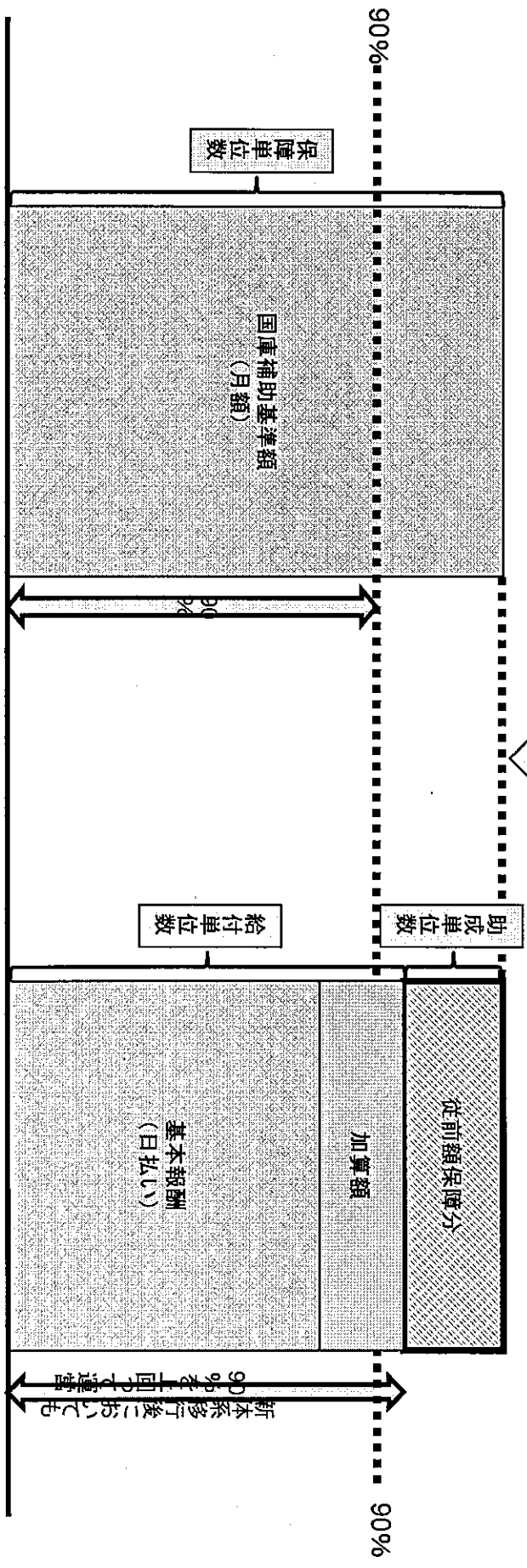
新体系サービスへの移行パターン③

精神障害者社会復帰施設等



新体系サービス

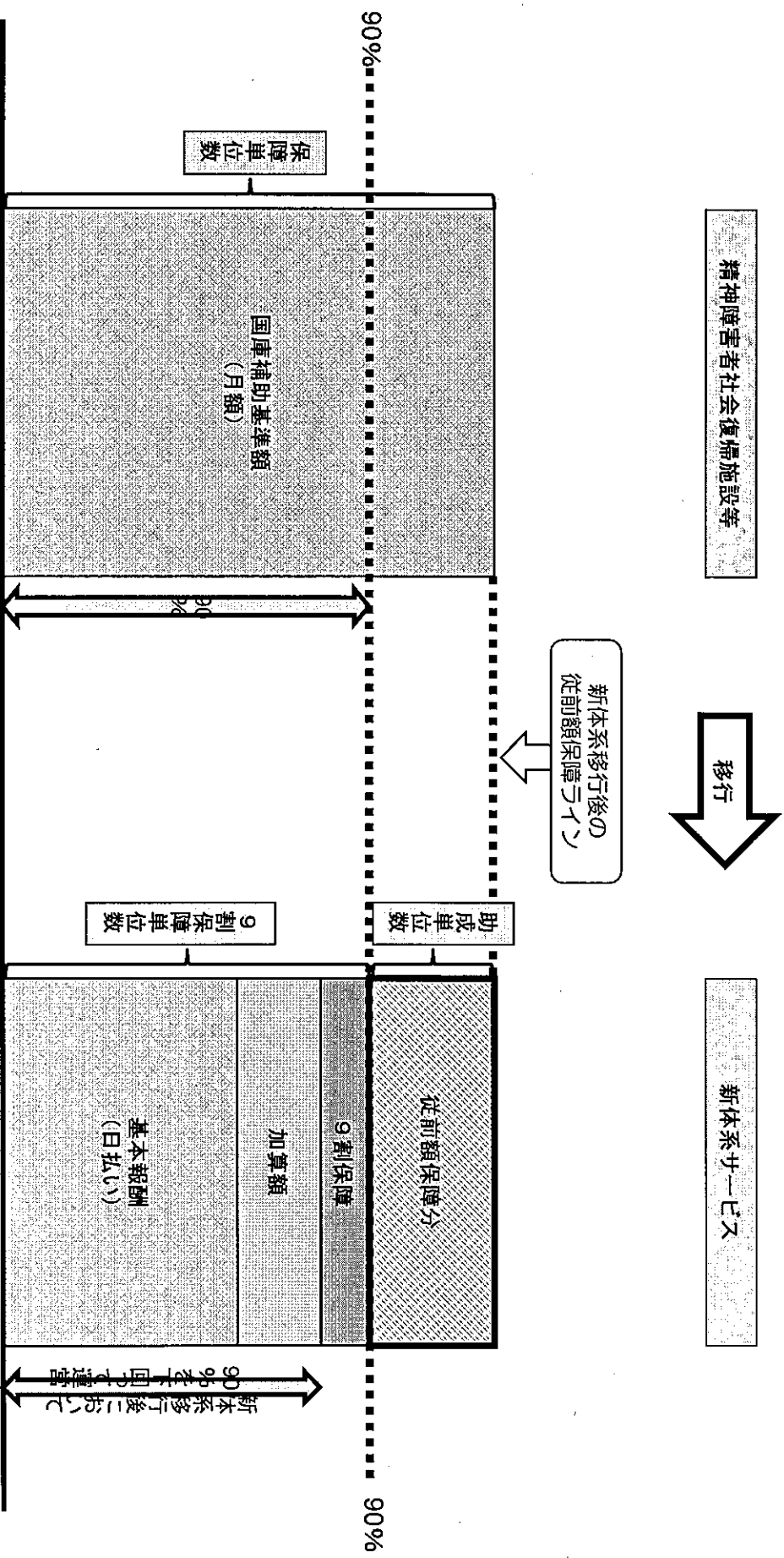
新体系移行後の
従前額保障ライン



- 助成単位数＝保障単位数－給付単位数
- 保障単位数については、新体系移行年度の前年度の国庫補助基準額（月額）とする。

新体系サービスへの移行パターン④

(精神障害者社会復帰施設等が新体系サービスへ移行する場合であって、移行後に9割保障の適用を要する場合)



- 助成単位数＝保障単位数－9割保障単位数（9割保障を算定する際に届け出る保障単位数）
- 保障単位数については、新体系移行年度の前年度の国庫補助基準額（月額）とする。